

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件

## 愛知国民年金 事案 1994

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

ねんきん特別便を見ると昭和36年度が未納とされていたが、同年度及び37年度分の国民年金保険料は昭和38年3月に一括して納めたと思う。

所持している国民年金手帳の昭和36年度のページにも「納付書による納付」と記されており、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の昭和36年4月から60歳到達までの長期間にわたる国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ1年と短期間であることから、申立人の保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがわれる。

また、A市の被保険者名簿によれば、申立人は昭和37年12月に国民年金加入手続を行ったものと考えられ、これを基準とすると、申立人は申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人が所持する昭和38年1月交付の国民年金手帳を見ると、申立人が主張するとおり、昭和36年度の検認記録欄に「納付書による納付」との押印が認められるところ、同印は必ずしも申立人が納付書により申立期間の保険料を納付したことを表すものであるとは言えないものの、申立人が37年12月の加入手続時に、同手続時点では過年度であった36年度分の保険料については納付書により納付するよう求められ、その納付書が申立人に対して発行されていたことがうかがわれ、保険料の納付意識が高かった申立人がこれにより保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 1995

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、将来のために年金がどんなに大切であるか身にしみて知っていたので、申立期間についても間を空けないように保険料を納付していたはずである。火災で当時の納付が証明できる資料は残っていないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において未納は無く国民年金保険料の納付を行っており、その後も自身の事業所を厚生年金保険の適用事業所とし、長期間にわたり自身の保険料も含めた事業主としての厚生年金保険料の納付義務を履行していることから、年金制度への意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、未納期間を放っておくはずはなく、払えるところは納付したと思うとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年1月ごろに払い出されており、このころに申立人は国民年金加入手続を行い、37年4月までさかのぼって被保険者資格を取得し、その時点で未納であった昭和38年度の現年度保険料については納付したとされている。この手続の時期を基準とすると、申立期間は時効前であり、保険料を過年度納付することが可能であったことから、申立期間に係る納付書が交付されていたことが考えられる。

加えて、申立人は申立期間の保険料については、仕事で利用していた金融機関を通じて納付し、納付書に受領印のあるものを受け取ったと思うとしており、これは申立期間当時の過年度保険料の納付方法とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年9月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで  
③ 昭和51年10月から52年3月まで

20歳のころ、勤めていた事業所の事業主の勧めで国民年金に加入し、保険料を納付した。

その後、昭和51年12月に同事業所を退職し、申立期間のうち、52年1月から同年3月までの私の保険料は、母親が両親の分と併せて納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は昭和46年10月以降の国民年金加入期間において、申立期間を除く、平成20年1月までの長期間にわたり、国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年9月に払い出されていることから、申立期間①のうち、同年4月から同年9月までの保険料については、現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、昭和47年度のうち昭和47年10月から48年3月までの保険料については納付済みとされているところ、当時、A市では、現年度保険料については3か月ごとに保険料の集金が行われていたことから、申立人は2回は集金を受けていたと考えられ、これら集金時に当該年度で未納となっていた申立期間①のうち47年4月から同年9月までの保険料について納

付が求められなかったとも考え難く、申立人はこれら集金の機会に同年4月から同年9月までの保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間①のうち、昭和46年10月から47年3月までの保険料を過年度納付した明確な記憶は無く、申立人がこの期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情及び関連資料(確定申告書、家計簿、日記等)も見当たらない。

3 申立期間②及び③について、申立期間②は3か月、申立期間③は6か月といずれも短期間である。

また、申立期間②及び③の前後の期間の保険料は納付済みとされているのに、これら申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間③のうち、昭和52年1月から同年3月までについては、申立人は、母親が両親の分と併せて申立人の保険料を納付したとしているが、両親は、当該期間について、保険料を納付済みである。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、父親と共に、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、60歳に到達するまで保険料の未納は無い上、昭和51年8月以降、父親と共に、定額保険料と併せて付加保険料を納付しているなど、年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年8月まで

申立期間の保険料は納付済みであったのに、私が昭和42年5月から46年8月まで厚生年金保険被保険者であり、この期間に係る脱退手当金を受けていたことから、平成20年1月に還付された。

申立期間の保険料は昭和47年4月の国民年金加入手続時に、役場から「2年間さかのぼって払い込めますよ。」と言われたことから納付したものであり、還付されるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成19年12月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間の記録を突合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、国民年金保険料が納付済みとされていたが、この記録の突合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の保険料は平成20年1月に還付されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間について保険料の納付を勧奨したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることをも踏まえると、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 1998

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私の夫が、私の分も含めて国民年金の加入手続を行ったときに、国民年金保険料を2年分さかのぼって納付することができるとの話を聞いたので、昭和44年4月から46年3月までの二人分の保険料(約2万2,000円から2万5,000円と記憶。)をA町役場で支払ったはずである。当該期間について未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間のうち申立人が国民年金に加入した時期(昭和47年4月)において既に時効のため保険料を納付できなかった44年4月から同年12月までを除く45年1月から46年3月までの保険料を納付していたものと認めた上で、申立人は当該期間において厚生年金保険被保険者であったことから、国民年金の被保険者となり得る期間ではない(同一期間に複数の年金制度に加入することはできない。)ことが明らかであるため、年金記録の訂正を行うことはできないとする当委員会の決定に基づく平成19年12月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ、当該期間の保険料が20年1月に申立人に還付されたところである。

しかしながら、当初の判断後に、年金記録確認中央第三者委員会の決定に基づくあっせんにおいて、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員期間であり、本来国民年金の被保険者となり得ない期間である事案について、保険料納付の事実を認め、また、保険料を長期間国庫歳入金として扱ってきたこと、当該厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員期間は、脱退手当金又は退職一時金が支給済みであり、年金額の計算の基礎には反映されない期間であること等を踏まえて、記録訂正を認めた先例となるあっせんが

行われた。

この先例を踏まえると、本件の場合、申立人は、国民年金の加入手続をした際、本来国民年金の被保険者となり得ない厚生年金保険の被保険者であった期間を含めて国民年金の被保険者として適用を受けていたこと、行政から勧奨を受けて、忠実に申立期間の保険料を納付したものの、最近までその記録が納付済みとされておらず未納とされていたこと等の状況が確認でき、さらに、厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされていることなど、先例との共通点が認められる。加えて、30年以上にわたり形成されていた申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

これらの事情を含めて改めて判断すると、申立人の納付記録については、昭和45年1月から46年3月までの期間について国民年金保険料納付済期間として記録を訂正すべきものと認められる。



## 愛知国民年金 事案 1999

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から同年12月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間当時は、A市において夫婦で電気工事店を営んでいた。夫から婚姻（昭和51年2月）したころに同市B区役所で国民健康保険の手續と併せて国民年金の加入手續を行い、国民年金保険料も夫が夫婦二人分を一緒に納付していたと聞いている。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で合計しても6か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金加入手續及び国民年金保険料の納付はその夫が行っていたとしており、申立人の納付記録を見ると、国民年金加入期間のうち、昭和50年4月から平成13年3月までの26年間において申立期間を除き未納は無いほか、申立期間②以降において過年度納付を行っている期間が見られ、申立人の保険料を納付していたとするその夫は申立人の保険料の未納期間の解消に努めていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間①及び②前後の国民年金加入期間の保険料は納付済みとされている上、申立期間前後を通じて申立人夫婦はA市に居住しており、生活環境に大きな変化は認められないことから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫が申立期間の保険料も納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和51年度及び52年度のうち、納付済みとされている期間はすべて現年度納付されていることが確認できるものの、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、50年度から59年度ま

での期間の納付記録は一切記載されておらず、申立人の納付記録は必ずしも適切に管理されていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで  
② 昭和51年10月から同年12月まで  
③ 昭和53年1月から同年3月まで  
④ 昭和55年10月から同年12月まで

私は、昭和36年ごろ、A市B区に居住しており、同年4月から同市C区にあるD社に勤務していたが、申立期間①は、厚生年金保険に加入できなかったため、同社の事務員がC区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は同社の社長の妻が納付したと記憶している。

申立期間②から④までについては、婚姻した昭和51年2月ごろに区役所で国民健康保険の手続と併せて、妻の国民年金の加入手続を行った記憶がある。この期間は、A市において夫婦で電気工事の店を営んでおり、保険料については私が夫婦二人分を一緒に50年4月分から納付していた記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和36年4月ごろ、勤務していたD社の事務員がその会社の所在地であるA市C区役所で申立人の国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人が居住していたのは同市B区であったとすることから、制度上、住所地とは別の区役所で加入手続を行うことはできず、申立人の主張は不自然である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番

号は昭和 50 年 12 月 18 日に A 市 E 区において夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって 36 年 4 月 1 日とする事務処理がなされたものとみられる。このため、申立人の手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間①当時は国民年金には未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、特例納付した形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

一方、申立期間②、③及び④は 3 期間にわたるものの、合計しても 9 か月と短期間であり、かつ、申立人の納付記録を見ると、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続をした年である昭和 50 年 4 月から 60 歳到達の前月の平成 9 年\*月までの 22 年余りの期間において、申立期間②、③及び④を除き保険料の未納は無い。

加えて、申立期間②、③及び④前後の国民年金加入期間の保険料は納付済みとされている上、申立期間前後を通じて申立人夫婦は A 市に居住しており、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

このほか、申立人の妻の納付記録を見ると、申立人の妻は申立期間④については納付済みとされていることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人のみが当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 2001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から51年3月まで  
② 昭和60年7月から61年3月まで

申立期間①については、A市役所又は町内会の役員に保険料を納付していたと記憶している。申立期間②については、同市役所から送付された納付書により銀行等で納付した記憶がある。申立期間①及び②共に保険料は自分で納付したが、詳細な記憶は無い。しかし、特に申立期間②については、生活環境に大きな変化があった記憶も無いので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、A市役所又は町内会の役員に国民年金保険料を納付していたとしているが、保険料の納付周期についての記憶は無い上、納付金額についても昭和50年当時の保険料月額が1万2,000円程度であったことは覚えているとしているが、同年の保険料月額は1,100円であり、申立人の記憶とは相違するなど、申立人の保険料納付状況に関する記憶は明確ではない。

また、申立期間①の保険料が納付されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も無い。

一方、申立期間②は9か月と短期間であり、かつ、申立期間①以降となる昭和51年4月から60歳到達の前月の平成13年\*月までの間の18年余りの国民年金加入期間において、申立期間②を除き保険料の未納は無い。

さらに、申立期間②の前後は納付済みとされており、申立期間②当時におい

て申立人の生活環境に大きな変化は見受けられないことから、当該期間の保険料も納付されたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年12月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から62年3月まで  
② 平成3年4月から6年3月まで

年金記録では申立期間の大部分が全額申請免除期間とされているが、これらの期間における私の国民年金保険料は納付書により妻の分と一緒に納付していたはずである。申立期間の確定申告書(控)を所持しているので納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月に資格取得日を同年4月1日として払い出されており、申立期間においては被保険者資格を有していたことから申立人が国民年金保険料を納付することが可能であった。

また、申立人から提出された確定申告書(控)を見ると、平成3年1月から同年12月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料計上額は実際に納付した場合の保険料額と一致している。

一方、申立期間①については、昭和61年の確定申告書計上額は、同年6月から同年9月までの保険料が62年に納付されていること、及び仮に年度単位で(昭和61年度分として)計上したとしても61年9月分は62年4月に納付されていることから、実際に納付した場合の保険料額と一致しない上、一緒に納付したとする申立人の妻も未納とされている。

さらに、申立期間②のうち、平成4年1月から同年12月までについては同年の確定申告書計上額は23万2,800円で、実際に納付した場合の保険料額22万8,600円と一致しておらず、申立期間②のうち、6年1月から同年3月まで

についても、同年の確定申告書計上額 26 万 6,400 円は実際の保険料額 26 万 2,800 円と一致していないことから、申立人が、これら期間の国民年金保険料を納付していたことを示すものとは考え難い。加えて、申立人の納付状況に係る記憶は必ずしも明確ではなく、ほかにこれらの期間について申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 5 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から同年12月まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた時期があったが、その厚生年金保険加入期間でも国民年金保険料を払わなければならないと思っていたので、保険料は納付しており、当該期間中に国民年金を辞める手続きをした覚えは無い。また、社会保険庁（当時）の回答によれば、私は申立期間後の昭和42年1月2日に任意加入者として再加入したとされているが、その日は閉庁日であり、加入手続きに行った覚えも無い。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金制度発足当初から任意加入しており、60歳到達の前月までの国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた時期があったが、国民年金の資格喪失手続きを行わずに保険料を納付していたとしている。オンライン記録によると、申立人は、昭和41年6月4日に任意加入被保険者資格を喪失し、同日から同年11月26日までの期間が厚生年金保険被保険者期間とされているが、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、厚生年金保険被保険者期間である同年6月を含む同年4月から同年6月までの期間の保険料が同年7月に納付されていることが確認できることから、申立人が同年6月4日に任意加入被保険者資格喪失手続きを行い、その翌月に6月分の保険料を納付した

とは考え難い上、納付された当該6月分の保険料については過誤納保険料として申立人に還付された形跡は無いことから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿共に申立人が再び任意加入被保険者として資格取得したのは申立期間後の昭和42年1月2日とされているが、申立人が主張するとおり、この日は国民年金業務を取り扱っていなかった可能性があり、申立人が加入手続のために同市役所に行った覚えは無いとする主張に不自然さは無い。加えて、前述のとおり、41年6月分の保険料が申立人に還付された形跡が無いことから、同市では、この資格取得日の時点においても申立人に厚生年金保険被保険者期間があったことを把握していなかったものとみられ、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿に記録されている資格喪失日「41年6月4日」及び資格取得日「42年1月2日」の記載、オンライン記録の申立人の厚生年金保険被保険者期間は、時期は不明であるものの、さかのぼって追加・訂正の事務処理がなされたものと考えられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金被保険者であり、保険料の納付は可能であったものとみられ、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年6月から同年10月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から60年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から60年3月まで  
② 昭和60年7月から同年9月まで

昭和56年3月に会社を退職後、両親が私の国民年金加入手続を行い、私が結婚するまで母親が保険料を納付してくれていた。私が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が同年4月1日と記載されていることから、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続はその両親が行って、母親が保険料を納付していたとしており、申立人は関与しておらず、父親は死亡しているほか、母親は病気のため、申立期間当時の状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立人が昭和56年3月に会社を退職後に、その両親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は61年8月にA市で払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していた同市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は申立期間当時から平成元年6月まで転居は無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和61年8月ごろに行われ、その際に56年4月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、56年4月から59年6月までの保険料は、時効

のため、過年度納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和59年7月から60年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の保険料を過年度納付することが可能である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和61年度以降、平成元年5月に婚姻により第3号被保険者となるまでの保険料をすべて納付しているほか、その母親は国民年金制度発足当初から60歳に到達するまで保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとするその母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

このほか、オンライン記録では、昭和60年4月から同年6月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されたことが記録されている。これは、申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続を行った後に納付したものと考えられ、母親が、上記の期間と同様に過年度納付可能であった59年7月から60年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から60年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年8月まで

申立期間当時は学生だったため、母親が姉の分と一緒に国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、母親が姉の分と一緒に納付していたとしており、母親も同様に説明しているところ、姉の保険料は、申立期間を含め20歳到達時から未納は無く納付されているほか、母親についても、昭和50年9月に任意加入して以降、申立期間を含め未納は無く納付されている。

また、A市が保管する申立人の被保険者名簿には、申立人の国民年金加入手続が平成8年3月に行われたことが記載されており、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間の前後の期間（申立期間を除く平成6年2月から8年3月まで）の国民年金保険料は8年3月から10年1月までの間に、順次、納付されたことがオンライン記録により確認できる。この当時には、申立人の保険料とは納付対象月及び納付日は異なるものの、姉の保険料も納付されており、母親が、申立人の申立期間の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

昭和54年2月に区役所に婚姻届を出した際、国民年金の加入が必要ということで加入手続をし、父親からの結婚祝い金(10万円から20万円までの範囲内)をすべて充てて50年4月から54年3月までの保険料を納付した覚えがあるため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の婚姻日(昭和54年2月\*日)と申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は一致しており、婚姻届を提出した際に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の説明のとおりであることが確認できるほか、申立人の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)により、申立期間の直後の昭和51年度及び52年度の保険料が54年3月に過年度納付されたことが確認でき、加入手続の後日に保険料をまとめて納付したとする申立人の説明と一致する。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、時効となった未納保険料を納付することができる特例納付(第3回)の実施期間中であり、申立人は昭和50年4月にさかのぼって強制加入により資格取得していることから、申立期間の保険料の特例納付が可能であった。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に未納は無い。

加えて、申立人は、区役所の職員の指導により昭和50年度から53年度までの国民年金保険料を納付したとしており、その保険料納付のために、申立人の父親からの結婚祝い金(10万円から20万円までの範囲内)をすべて充てたと説明している。この点については、オンライン記録により納付済みとされている51年度から53年度までの保険料額は約7万6,000円であり、申立人の記憶と一致しないのに対し、併せて申立期間の保険料を特例納付したとすると、その額は約12万4,000円となり、申立人の記憶とおおむね符合することから、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 2007

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、町役場に勤めていた兄に勧められて、国民年金に加入した。兄は加入手続をしてくれただけでなく、私が保険料の納付を忘れないように気を配ってくれた。保険料は、さかのぼって納付したことがあったような記憶もあるが、通常は、兄にお金を預けて、順番に納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から60歳までの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）300か月のうち、申立期間を除く288か月の保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金保険料は、通常、A町役場に勤めていたその兄に預けて納付していたが、さかのぼって納付したこともあるとしている。この点については、同町の申立人の被保険者名簿により、申立期間直後の昭和37年度の保険料が過年度納付され、以後は婚姻（昭和45年5月）の前年の44年12月まで現年度納付されていたことが確認できるほか、同町の記録により、申立人の兄が申立期間の前から54年3月まで同町職員であったことも確認でき、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、その兄が国民年金の加入手続を行ってくれたほか、保険料の納付についても注意を払ってくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和36年2月ごろに行われたものと推認され、申立人の兄が、国民年金制度発足当初に申立人の加入手続を行っていたにもかかわらず、申立期間の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年3月まで

私は、申立期間当時、海外に在住していたが、母親に依頼して昭和56年4月に国民年金の加入手続を行ってもらい、母親が郵便局で保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に、その母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は60年4月にA市B区で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が住民登録していた同区で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。申立人は、申立期間当時から平成17年まで住民登録の異動は無く、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳のうち、国民年金に係る年金手帳の国民年金の欄には、昭和57年5月から国民年金の事務を所掌していた社会保険事務所（当時）の印が押されていることから、当該年金手帳は同月以降に発行されたものであると考えられる。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和60年4月ごろに行われ、その際に、申立人が海外居住からA市B区に住民登録した56年4月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとす



るその母親に聴取しても、加入手続の時期については明確な記憶は無く、保険料についても、納付書が送付されれば必ず納付したなどとするのみで、詳細は不明であるほか、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

加えて、申立人の申立期間後の国民年金加入期間の保険料はすべて納付されている。申立人の母親についても、国民年金制度発足当初から60歳までの保険料をすべて納付している上、申立期間当時には付加保険料も納付しているなど、申立人の保険料を納付していたとするその母親の納付意識は高かったものと認められる。

このほか、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、区役所の窓口で、その時点で納付可能な期間の保険料を提示され、それを納付したことを記憶している。一方、申立人が所持する3枚の領収書（昭和59年7月から60年3月までの保険料の過年度納付に係る領収書）には、納付書発行日が加入手続の時期と同月の同年4月11日と記載されている。当該領収書の保険料は同年4月の時点では現年度納付が可能であり、現年度納付可能な保険料について、社会保険事務所（当時）が過年度納付書を発行することは無いことから、上記の過年度納付書は、申立人の母親が加入手続を行った際に区役所で受領したものと推認される。このため、加入手続の時点で納付可能であった58年1月から59年3月までの保険料の過年度納付書も区役所で交付されていたと考えるのが自然であり、過年度納付書が交付されたにもかかわらず、申立人の母親がこれを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について25万3,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、25万3,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、25万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について3万円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、3万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について53万4,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、53万4,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、53万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について95万6,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、95万6,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に



基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、95万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について125万5,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、125万5,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、125万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について34万4,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、34万4,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、34万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について36万8,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、36万8,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、36万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について32万6,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日  
私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、32万6,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に



基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、32万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について30万6,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、30万6,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、30万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間について33万2,000円とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を上記の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、申立期間について、事業主の社会保険事務所(当時)に対する届出により、平成21年5月21日付けで、33万2,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかし、A社から提出を受けた「支給明細書(控)賞与平成18年上期分」の写しによれば、厚生年金基金の加入事業所である同社が、当該賞与支給額からの控除項目として、基金掛金を厚生年金保険料から減ずること無く、誤って二重計上したことがうかがわれ、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも過大となる保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給明細書において確認できる賞与額から、33万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を失念していたとして、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月15日に標準賞与額に関する届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月19日から同年10月19日まで

私は、定年まで継続してA社に勤務したが、年金記録では、転勤時に1か月の空白期間がある。保管している給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されており、退職金支給明細書では、この期間も在職として退職金算定期間に含まれている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、退職金支給明細書、A社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和39年9月19日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書によると、申立人は、給与から3万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が申立人の資格取得に係る届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和39年10月19日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月8日から同年6月1日まで  
昭和28年3月3日にA社に入社し、平成6年11月10日の定年退職まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年5月8日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和61年9月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで

私は、入社から退職までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社B支店へ転勤した際、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が1か月分欠けてしまっていることに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、同社厚生年金基金の加入員資格取得及び標準給与決定通知書（以下「厚生年金基金通知書」という。）、同社が加入している健康保険組合の記録並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和61年9月30日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の厚生年金基金通知書により、申立人が、昭和61年9月30日にA社B支店で資格取得したことが確認できるとともに、同基金の加入期間に空白期間は見られない。

さらに、A社は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していたと思われる。」と回答している。

加えて、厚生年金保険及び厚生年金基金との複写式の様式を使用していた健康保険組合の加入期間についても、空白期間は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事

業主は、申立人がA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和61年9月30日に取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年9月の厚生年金基金の記録から、47万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から同年8月1日まで

離職票からも分かるように、私の離職年月日は平成5年7月31日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年8月1日である。給与明細書が無いので、7月分の保険料が引かれていたかどうかについては定かではないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人が平成2年10月8日から5年7月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主によれば、「当時の資料は現存せず不明であるが、離職票の記録が平成5年7月31日であるならば、7月分の厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる。」と回答しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、平成5年6月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が

同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月21日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月21日から43年12月1日まで

私は、A社の事業主に誘われて、前社からA社に転職した。妻と3人の子供を扶養していたので、次の会社が変わる時も、就職を決めてから変わっており、厚生年金記録に空白期間は無いと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年12月21日から43年11月30日までA社において勤務していたとしているが、厚生年金保険被保険者原票では、42年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、昭和42年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できる同僚は、「私がA社を退職した際に、申立人は勤務していた。」と具体的に証言していること、及び申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者の資格喪失（同年2月21日）に係る届出が、同年7月15日にされており、同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、被保険者資格喪失後、約1か月後に被保険者資格喪失の届出がされていることから、申立人は、少なくとも同年5月末日まで同社に勤務していたものと推認できる。

また、A社の元事業主は、従業員には厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとしており、かつ、昭和42年2月21日の前後に申立人の勤務形態に

変更は無く、一貫して勤務していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年1月の厚生年金保険被保険者原票から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和42年6月1日から43年12月1日までの期間について、A社によれば、当時の資料は無く不明との回答であり、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社の当時の事業主は、申立人が同社に勤務していたことは証言するものの、勤務期間に係る記憶が定かではなく、当該期間に申立人が勤務していたか確認できない上、当該期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の記憶が無く、周辺事情を調査できない。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月1日から29年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日の記録を28年5月1日に訂正し、同年5月から29年3月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年4月1日まで

私は、大学を卒業後にA社に、昭和28年4月1日付けで入社したにもかかわらず、年金記録は厚生年金保険の被保険者資格取得日が29年4月1日となっているため、調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿、複数の同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に昭和28年4月1日に入社し、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同日の昭和28年4月1日に入社したと証言する複数の同僚は、A社では、入社後一律に1か月の見習期間があり、見習期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた旨証言しているところ、当該複数の同僚は、いずれも同社において入社日から1か月後の同年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間におけるA社の経理担当者は、「大学卒業者は、全員入社1か月後に、資格取得していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月1日から29年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和29年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間についての関連資料は残っておらず、詳細は不明と回答しており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年5月1日までの期間については、上述のとおり、同期入社複数の同僚が、いずれも1か月の見習期間経過後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間、46年10月から50年3月までの期間及び51年10月から61年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで  
② 昭和46年10月から50年3月まで  
③ 昭和51年10月から61年10月まで

私は、昭和42年当時、勤めた会社の事業主から勧められて国民年金に加入した。

その後、昭和44年ごろからは「集金人に保険料を納付している。」と元妻から聞いていた。

元妻が亡くなって詳細は分からないが、申立期間に国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の大半について、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとするその元妻は既に死亡しているため、元妻が納付していたとする期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の元妻が死亡した後の期間についても、申立人は保険料を納付していたとするのみで、納付方法及び納付金額についても記憶が無いとしている。

さらに、申立人が申立期間当時、居住していたA市の記録にも、申立期間①、②及び③について保険料が納付されたことを示す記録が認められないほか、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和54年度から57年度までの4年間に「納付書送付」の記載があり、保険料が納付されないことによる「ハガキ送付」の記載もあることから、申立期間の保険料が現年度内に適切に納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年9月まで

申立期間当時は、転居や就職活動、通院などが重なったので、国民年金保険料の納付を忘れていた。平成14年9月に社会保険事務所（当時）から未納通知を受けたので、同月末に9月分の雇用保険給付金から申立期間の国民年金保険料7万数千円をA社会保険事務所で納付した記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、平成14年9月末に同月に受給した雇用保険給付金から保険料を納付したとしていたが、その後に見付かった申立期間当時の預金通帳の出入金記録から、雇用保険給付金の受給が10月であったことから、納付したのは10月であったと証言を変更するなど、申立人の記憶は必ずしも明確ではないほか、保険料を納付するために引き出したとする保険料相当額を当該預金通帳で確認することができない。

また、B町役場で保管されている申立人の平成15年度分町民税・県民税申告書を見ると、社会保険料控除欄には申立期間を含む平成14年分の国民年金保険料についての記載が無いことから、申立期間の保険料が納付された事実が確認できない上、申立期間において申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、オンライン記録及びB町が保管する国民年金被保険者名簿の申立人の納付記録を見ると、申立期間は未納とされている上、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学

式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2011

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年7月までの期間及び同年11月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年7月まで  
② 昭和48年11月から55年3月まで

昭和48年ごろはA市B区に住んでいたが、C市に住んでいた母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料も納付していたはずである。また、50年4月に婚姻し、その後は、妻が、夫婦二人分の保険料を納付しており、妻の同年5月から同年9月までの保険料について、銀行の領収印のある領収書が残されている。このため、私の保険料も納付しているはずであり、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、婚姻（昭和50年4月）までは、住民登録していたC市でその母親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとしており、申立人は関与しておらず、母親は死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人は、婚姻後は、D市、E市、C市と転居したとしており、転居に伴う国民年金の手続（住所変更手続）及び保険料納付はその妻が行ったとしているが、妻に聴取しても、転居後の国民年金の手続の記憶は不明確である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年5月にC市で払い出されたと記載されており、同市が保管する申立人の被保険者名簿には、同年4月に申立人に年金手帳を送付したとの記載がある。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、婚姻前に同市で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和 57 年 4 月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の妻は、申立期間のうち婚姻後の国民年金保険料を納付済みと記録されているが、妻に聴取しても、申立人の保険料も納付していたと思うとするのみで、明確な記憶は無い。

その上、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録では、当初、申立人の国民年金の資格取得日は昭和 57 年 4 月 1 日で、平成 14 年 5 月に申立期間の資格記録が追加されたと記録されており、これは、申立人が所持する年金手帳の記載とも一致する。このことから、申立人の国民年金加入手続が行われた当時には、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、加入手続後に保険料を納付することもできない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から51年3月まで

私は20歳になったころ、喫茶店で働いており、店に来た集金人を通して国民年金の加入手続を行った。加入後は兄と一緒に保険料を納付しており、申立期間について私だけ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和45年\*月）のころに国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月にA市B区で払い出されており、申立人が唯一所持する年金手帳は49年11月から使用が開始された年金制度共通のものである。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同区で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないほか、申立人は同区から転居したことは無いなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の兄は、昭和45年9月に会社を退職してすぐに自身の国民年金の加入手続を行い、その半年後ぐらいに申立人が加入手続を行ったと思うとしているが、兄の国民年金手帳記号番号の払出時期から、兄の国民年金加入手続は47年10月ごろに行われたものと推認され、申立人が20歳のころに、先に加入していた兄に勧められて加入手続を行ったとする申立人の説明と矛盾する。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和52年2月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳に到達した45年\*月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付したことは無いとしているなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から46年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から46年3月まで

私は、昭和40年当時から専門学校に在学中で、市役所から書類が届き、国民年金の加入手続と保険料免除の申請手続を行ったので、申立期間の保険料を納付はしていないが、免除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は53年2月に払い出されたことが記載されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとするA市で、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人は、同年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に申立人が20歳になった40年\*月にさかのぼって資格取得(後日に共済組合期間が判明したため、資格取得を43年5月に変更。)したものと推認され、申立期間当時は未加入であり、保険料の免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間前の昭和37年10月から申立期間中の43年4月まで共済組合員である。申立人は、この間、大学職員として給与所得があったとしており、国民年金保険料の申請免除に該当したとは考え難いほか、共済組合員期間は国民年金被保険者となり得る期間ではない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の免除申請手続について、毎年末(税金の年末調整の時期)に、区役所から用紙が送付されたので、それに記入して提出したとしているが、初回の保険料免除が行われて以降の免除申請は、毎年度当初に申請手続が行われ、前年所得が確定してから承認されるものであり、税

金の年末調整の時期に市役所から保険料免除申請の案内があったとは考え難い。

加えて、申立人は、A市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間の当初の保険料の免除申請書類はB市に提出したと思うとも述べており、記憶があいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月ごろから 42 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 10 月ごろ A 社に入社し、同社勤務中に正月を 2 回迎えた記憶があるのに、厚生年金保険の被保険者記録は 42 年 10 月 1 日から 43 年 3 月までしかない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人を記憶していることから、申立人が、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、当時の事務担当者も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人及び A 社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が記憶している複数の同僚については、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その名前を確認できない上、同社の被保険者記録がある複数の同僚は、「入社してから相当の期間経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と証言しており、当時、同社はすべての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させておらず、当該資格を取得した従業員も入社と同時に取得していなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月ごろから 41 年 3 月ごろまで

私は、申立期間にA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る証言内容が具体的であることから、申立人が何らかの形で同社に参与していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、昭和 63 年 6 月 21 日に全喪し関係書類を保存しておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚 6 人(申立期間に総務を担当していたとする者 1 人、社会保険事務を担当していたとする者 1 人を含む。)は、いずれも申立人を記憶していない。

さらに、申立人が記憶している同僚二人のうち一人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において名前を確認することができない上、他の一人は、既に死亡していることから、申立人について証言を得ることもできない。

加えて、A社の被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2219

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月28日から34年1月1日まで

私は、A社に昭和31年3月28日から34年9月3日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年1月1日となっており納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が提出した慰安旅行の写真から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社を紹介してくれた姉から、同社には社会保険が無い旨聞いて入社した。また、申立期間には健康保険証を所持していなかった。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、自分が社会保険の被保険者資格を取得していないことを認識していたものと考えられる。

また、昭和31年4月ごろに行われたと推認される慰安旅行の写真に写っているA社のほぼすべてとみられる同僚12人のうち、当時、厚生年金保険の被保険者であった者は1人のみで、7人は旅行の後に被保険者資格を取得しており、4人は同社での被保険者記録が無い。

さらに、証言を得られた同僚が記憶している他の同僚の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は、それぞれ半年から4年程度相違していることから、A社は、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社は昭和54年4月26日に全喪しており、事業主及び事務を担当していた事業主の妻も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年4月10日まで

私は、A社がB社に変わってからも引き続き勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金支給済みとなっているA社の期間のみで、B社に勤務していた申立期間の記録が無い。当時の写真もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された勤務記録、同僚の証言等から判断して、申立期間に申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年9月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が確認できない上、A社も33年4月1日に全喪している。

また、申立人について、申立期間中の昭和33年12月24日にA社に係る脱退手当金を支給された記録が確認できることから、申立期間に申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人が退職するまで一緒に働いていたとして名前を挙げている同僚3人についても、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、申立期間における保険料控除について具体的な記憶を有していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月から 37 年 3 月まで

申立期間当時、夜学の高校（二部）に通学しており、高校の先生の紹介で A 社に入社して B 支店で助手をしていた。大学に進学することが決まり、準備のために同社を退職したが、給与から厚生年金保険料を控除され、厚生年金保険は大事である旨の説明を受けていた。毎月、給与から保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店に勤務していた同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社本社は、「申立人に係る人事記録、厚生年金保険の記録等を調べても、当社に入社した記録、退職した記録を含め、社員として勤務していた証拠が存在しない。」と回答している上、当時の支店長及び課長は既に死亡していることから証言が得られないため、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた者を含め、申立人と同時期に勤務していた同僚 12 人に照会したところ、「申立期間当時は、A 社で直接雇用された社員であっても、高校卒業資格の無い従業員については、卒業資格を得るまで厚生年金保険の資格取得手続を行わない取扱いをしていたような覚えがある。」と証言をしている者が複数いることから、同社では、一部の従業員については厚生年金保険の資格取得手続を行わない取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月ごろから 40 年 7 月 1 日まで  
A社に昭和 38 年 1 月ごろから 43 年 1 月ごろまで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、入社時期は明らかでないものの、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚は、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていない。被保険者資格を取得したのは1年半以上経ってからである。」と証言している上、A社は昭和 54 年 2 月 20 日に全喪しており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者記録は、昭和 40 年 7 月 1 日資格取得、43 年 1 月 26 日資格喪失となっており、オンライン記録と一致している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月3日から28年8月まで

A社に勤めていたが、会社命令でB氏と一緒にC社に転職した。B氏にはC社の厚生年金保険の記録があると聞いたが、私だけ記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社は、商業登記簿上存続しているものの、現在の事業主によれば、会社は休眠状態で、当時の資料も無く、先代社長も死亡しているため、不明との回答であり、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、C社は、昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、23年12月3日から24年1月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、同年2月1日以降の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、死亡しているため周辺事情を調査できない上、昭和24年2月1日以降にC社における厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の記憶が無いことから、申立人の同社における申立期間の勤務実態が確認できない。

加えて、C社の仕事をしていたとする同僚には、A社の厚生年金保険被保険者記録は認められるものの、C社の厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、当時、親会社のA社は、C社の厚生年金保険適用前にA社の従業員を外向させていた可能性がうかがわれ、申立人も同様に、同社に籍をおいたまま、C社に外向していた可能性も否定できないが、A社は、昭和28年2月

1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の同社における申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 9 月まで

当時のA社における従業員は女子7人ぐらい、男子は私を含めて3人だった。同僚のB氏は二輪車で、C氏は自転車で通勤していて、私も自転車で通勤していた。同社に勤務した期間は、3か月から6か月と記憶している。厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる書類は無いが、退職月の翌月に健康保険証を事業所に返しに行ったことは記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚は、「申立人は、同社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成16年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主によれば、当時の人事、厚生年金保険関係の書類は無く、不明との回答であり、申立人に係る当時の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社の当時の事業主及び役員（事業主の妻）は、「当時、同社では試用期間が6か月あった。」と証言している上、同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社してもすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。試用期間は6か月以上あったと思う。」と証言しており、当時同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先が不明又は死亡しているため、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2225

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から47年4月1日まで  
昭和45年4月から48年6月までA市のB社に勤務した。45年3月21日から47年2月1日まで国民年金の記録になっているが、厚生年金保険料を控除されていたかどうか不明である。B社は存在していないため、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、昭和47年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社は、昭和55年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡しているため、証言を得られず、申立人の勤務実態等が確認できない。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していない上、昭和47年4月1日以降に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、申立人がB社に勤務していたことは証言するものの、その時期は分からないとしている。

加えて、申立人の雇用保険の記録は確認できない上、申立期間のうち、昭和45年3月から47年2月まで国民年金に加入し、45年4月から46年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧である上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 ごろから 55 年 1 月 ごろまで  
私は、昭和 53 年 7 月に自衛隊を除隊した際、自衛隊で A 社を紹介され、同僚と一緒に同社へ行った。

申立期間に A 社に勤務していたことは間違い無いし、自衛隊から紹介された会社であり、社会保険はきちんとしていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社から提出された「在籍証明書」により、申立人が昭和 53 年 8 月 7 日から 55 年 1 月 23 日まで同社に勤務していたことについては確認できる。

しかし、A 社が保管している昭和 53 年 9 月 1 日付けの「グループ編成届」によると、申立人は 6 人一組のグループに属し、同グループ名簿の最下位に名前が記載されていることが確認できるところ、同社は、「申立期間当時、健康保険組合に加入する際、管理的な従業員は月給制で、厚生年金保険の被保険者としていたが、一般作業員は日給制で、厚生年金保険の被保険者とはしていなかった。申立人の名前が名簿の下位にあるということは日給社員であったと思われる。」としている。

また、年金記録によると、当該 6 人のメンバーのうち、責任者及びリーダーの 2 人は厚生年金保険被保険者であることが確認できるものの、申立人を含む残りの 4 人は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該 4 人のうち、申立人以外の 3 人は、申立期間当時は国民年金の被保険者であることが確認できる。

さらに、上述の「グループ編成届」に名前がある複数の同僚に照会したが、

申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案2227

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から30年10月23日まで  
② 昭和30年10月23日から31年7月25日まで  
③ 昭和31年7月25日から34年2月22日まで

私は、昭和22年4月から34年2月まで、途中で退職することなくA社に継続して勤務していたが、申立期間②について厚生年金保険被保険者記録が無く、申立期間①及び③についてはそれぞれ脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。

しかし、私はA社を一時的に退職したことも、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①に係る脱退手当金が支給されたこと、及び申立期間③に係る脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年12月1日に、申立期間③は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の34年6月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、A社を退職後しばらく厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる

事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、上述のとおり、申立人は、申立期間①及び③の脱退手当金を受給したものと認められるところ、申立人が申立期間①から継続して申立期間②においてもA社に勤務していたのであれば、申立期間③に係る脱退手当金の請求時に、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録についても、当然に脱退手当金の支給額の計算の基礎とされるべきであるが、申立期間②は脱退手当金の支給額の計算の基礎とされていない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳とオンライン記録は一致しており、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、昭和31年6月15日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、自分より先に申立人が退職した記憶があるとしている。

加えて、A社は、昭和36年1月に全喪している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、証言を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2228

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月から 14 年 5 月 1 日まで

私は、A社に平成13年4月に入社し、16年4月23日まで勤務した。

A社では、入社から1か月間は試用期間とされ、厚生年金保険の資格取得は試用期間後になると説明を受けた記憶がある。

しかし、年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社から1年以上後の平成14年5月1日とされていることが分かった。

申立期間中の平成13年7月ごろにはA社の健康保険被保険者証を使って3つの病院に通院した記憶があり、また、給与から厚生年金保険料も控除されていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が申立期間において受診したとしている3医療機関のうち、2医療機関が申立人の健康保険被保険者証の写しを保管しており、当該被保険者証の写しによると、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、平成14年5月1日であることが確認できる。

また、A社からも、申立人が申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、及びそれに係る証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から15年6月まで

私は、A社で雇用保険記録があり、銀行通帳には同社からの給与振り込みが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録(平成14年11月21日資格取得、15年6月10日離職。)により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、A社でパート社員として勤務していたと主張するものの、当時の事業主及び複数の同僚は、いずれも「パート社員は、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった。」と証言している上、パート社員として同社に勤務していたとする二人の同僚にも、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A社は倒産しており、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情をうかがわせる関連資料等はない。

さらに、申立人は、A社における同僚の氏名等の記憶が無いほか、当該保険料控除に関する記憶も不明確である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2230

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から30年1月まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和29年3月から30年1月までの厚生年金保険の記録は、共済組合に移管されているとの回答であった。

しかし、この間については、厚生年金保険料と共済組合掛金が、共に給与から控除されていたので、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録によれば、申立人は昭和29年3月26日に採用され、平成7年7月1日に退職するまで同事業所に勤務していたことが確認できる上、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名と資格取得日（昭和29年3月26日）の記載が確認できる。

しかし、昭和30年1月1日の旧市町村職員共済組合法施行により、旧B共済組合条例が改正されたことに伴い、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するとともに、同法施行日前のすべての厚生年金保険被保険者期間は旧A共済組合に移管され、当該期間については、厚生年金保険被保険者期間ではなかったものとみなされることとされている。

また、当該期間については、昭和30年8月改正後の旧市町村共済組合法附則33項（移管された厚生年金保険被保険者記録を共済条例の長期給付計算基礎とすることを義務付ける規定）を受け、旧B共済組合条例附則69条の2において、旧A共済組合の長期給付の加算額の対象期間として扱われるものとされている。

なお、申立人は、「厚生年金保険料と共済組合掛金が共に給与から控除されていたので、納得できない。」と主張しているが、申立期間において厚生年金保険被保険者として控除された保険料分については、上述のとおり、共済組合の長期給付の計算の基礎となっている一方、当該期間における共済組合掛金分

については、B共済組合の回答によれば、当時の共済組合は、現在の共済組合と異なり、長期給付だけでなく、現在の互助会の役割も担っていたことから、吏員及び雇員以外の申立人を含めた現業職員については、より手厚い給付を目的としていたとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、厚生年金保険被保険者ではなかったとみなされる期間であることから、記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月24日から40年4月1日まで

私は、昭和40年3月末にA社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。当時は、脱退手当金という制度も知らなかったし、会社から「厚生年金証書は、60歳まで大切に取っておくように。」と言われた記憶もあるので、脱退手当金が支給された記録となっているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月1日の前後2年以内に資格喪失した女性36人（申立人を含む。以下同じ。）から、脱退手当金の支給要件の無い者及び短期間で次の事業所で資格取得している者4人を除く32人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21人に脱退手当金の支給記録があり、その全員について資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、当該裁定請求書を昭和40年4月8日に受理し、裁定並支出何を作成し決裁を得て、同年4月30日に支給決定しているなど適正に裁定手続を行っていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2232

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月23日から36年12月1日まで  
② 昭和36年12月1日から37年4月7日まで

申立期間については、脱退手当金を受給したとされているが、私は、脱退手当金が支給された昭和39年1月には、A社と一緒に退職した同僚とB県で同居しており、脱退手当金の支給日には自宅にいない上、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。